

議案第32号

物品売買契約の締結について

物品売買について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 みやき町トイレトレーラー新規購入事業
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 ￥28,971,710－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥2,630,000－)
- 4 契約の相手方 住所 東京都中央区勝どき3丁目12番1号
氏名 JPホームサプライ株式会社
代表取締役社長 松浦 健之

令和 7年 6月 3日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

物品売買仮契約書

物品の売買に関し、みやき町（以下「甲」という。）とJPホームサプライ株式会社（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

（売買）

第1条 乙は、別表に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

（物品の数量等）

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、納入場所等は、別表のとおりとする。

（検査）

第3条 乙が物品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙が物品を納入するときは、乙の立会のもとに検査を行う。

（代金の支払）

第4条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、売買代金の支払を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

（取替又は補修）

第5条 納入した物品が、12ヶ月以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、甲は乙に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。

2 乙は、甲から前項の要求があったときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。乙がこれを行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が負担する。

（履行遅延における損害金等）

第6条 乙の責に帰すべき事由により納期限までに物品を納入できない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する率により計算した額を乙が甲に支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、前条の規定による売買代金の支払いが遅れたときは、未受領額につき遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する率により計算した額を乙が甲に請求することができる。

(契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、乙が契約書に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条第1項の規定により、甲の指定する日までに良品を納入しないとき。
- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合、甲にその損失の補償を求めることはできない。

(違約金)

第8条 発注者が前条の規定により契約を解除した場合は、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第114号）の規定により選任された再生債務者等

(納期の延期)

第9条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰す理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、納期の延期をすることができる。

(協議)

第10条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

(経過措置)

第11条 この仮契約書は、この契約締結にかかわるみやき町議会の議決を得たときは地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通保有する。

令和 7 年 5 月 9 日

甲 住 所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 7 3 7 番地 5

氏 名 みやき町長 岡 毅



乙 住 所 東京都中央区勝どき 3 丁目 1 2 番 1 号

氏 名 J Pホームサプライ株式会社
代表取締役社長 松浦 健之



別 表

物 品 名	みやき町トイレトレーラー
数 量	1台
契 約 金 額	¥28,971,710-
	うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥2,630,000-
履 行 期 限	自 議会の議決を得た日から
	至 令和8年3月27日
納 入 場 所	みやき町庁舎 防災センター
契 約 保 証 金	みやき町財務規則第138条第4項第6号により免除



様式第48号(第133条関係)

見積徴取結果書

摘要	予定価格	業者別見積価格					決定	
		JPホームサプライ株式会社					業者名	金額
		金額	金額	金額	金額	金額		
みやき町トイレトレー新規購入事業	28,971,710円	28,971,710円					JPホームサプライ株式会社	28,971,710円
備考								
<p>上記のとおり報告します。</p> <p>令和7年4月30日</p> <p>みやき町長 岡 毅 様</p> <p style="text-align: right;">防災安全課 課長 大音 俊和 </p>								

みやき町トイレトレーラー
新規購入事業
仕様書

みやき町防災安全課

トイレトレーラー仕様書

第1条 この仕様書は、みやき町がトイレトレーラー（以下「車両」という。）を購入するにあたり、必要な事項について定める。

第2条 本車両は、当該仕様書によるほか、次の関係法令に定める規格、基準に適合するものであることとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) その他の関係法令等

第3条 本車両は、この仕様書の各項目のすべてを満足できる艤装とする。

第4条 本車両の各部の構造及び装置は、堅牢で耐久性に優れたものであり、装備品及び積載品はすべて新規製品であることとする。

第5条 本車両の製作にあたっては、事前に仕様について協議を行い、細部事項の確認を行うこととする。また、この仕様に変更及び疑義が生じたときは、直ちに発注者に連絡し指示を受けるものとする。

第6条 受注者は、契約締結後、次の書類各1部を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 製作工程表
- (2) 車両概要図
- (3) その他、発注者の指示するもの

第7条 新規登録については、法令等適合するよう受注者が責任を持って解決することとし、登録費用は受注者の負担とする。

ただし、自動車損害賠償保険及び重量税については、受注者又は車両登録事業者が一時立て替えをし、当町へ別途請求（一般請求）するものとする。なお、自動車損害賠償保険期間は25か月とする。

第8条 受注者は、納入に際し、次の書類各1部を提出することとする。

- (1) 自動車検査証
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (3) 自動車保管場所証明申請書
- (4) 車両、装備品等の保証書
- (5) 車両取扱説明書
- (6) 納品書
- (7) 意匠権を証明する書類
- (8) その他、発注者の指示するもの

第9条 車両及び艀装品等の保証は、メーカーが定めた期間とする。なお、その期間内に不適合箇所が生じた場合は、受注者の責任と負担において修復することとする。ただし、保証期間経過後であっても、設計、艀装及び資材等に起因する不具合が発生した場合は、受注者の責任において無償で交換又は修理を行うものとする。

第10条 受注者は、保証期間中に車両及び資機材に故障等が発生し、本町から連絡を受けたときは、直ちに技術者等を派遣し、できるだけ速やかに運用可能な状態とすることとする。

第11条 受注者は、新規登録後、各部の清掃手入れを実施のうえ、発注者へ納入することとする。

第12条 納入の際に、車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を実施することとする。

第13条 受注者は、車両の製作及び移動にあたっては、事故防止に万全を期し、万が一事故が発生した場合は、速やかに本町に連絡するとともに、その人的、物損被害について、すべて責任を負うものとする。

第14条 受注者は、災害派遣等の仕組みを有することとし、派遣先で故障等あった場合には、できるだけ速やかに運用可能な状態とすることとする。なお、この際にかかった費用等については、本町の負担とする。

第15条 納入期限は、令和8年3月27日（金）とする。ただし、納入時期が早まる可能性がある場合は、できるだけ早期に納入することとする。

第16条 納入場所は、下記のとおりとする。

納入場所：佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 737 番地 5
みやき町庁舎防災センター

第17条 その他、仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定するものとする。

仕 様

種別	仕様・基準
車種	トイレトレーラー
自動車種別	普通
用途	特種
車体の形状	糞尿トレーラー
車両寸法	全長 5,700 mm×全幅 2,440 mm×全高 3,520 mm以下
車軸	二軸
ドア数	4 ドア
トイレ室等の仕様	トイレ室数 4室
	車内寸法 1,000 mm×1,540 mm×(H)2,130 mm以上
	臭い逆流防止機能付き様式便座
	二重ロック付扉
	LED 照明 (室内・室外)
	衣類掛け等のフック (耐荷重 6 kg)
	電動換気扇 (カバー付)
	開閉式ウィンドー
	洗面台
	化粧鏡
	室内手摺り
	トイレットペーパー等収納庫
	収納式ステップ、はめ込み式手摺り (各階段片側)
滅菌装置 (殺菌灯設備 4室)	
車体塗色	車両の 4 面 (前後左右) にラッピング加工
備蓄等保管スペース	910 mm×2,178 mm×(H)1,090 mm以下 2 箇所 (下側保管庫内に燃焼式ヒーター取付)
寒冷地仕様	室内暖房用燃焼式 FF ヒーター (灯油使用)
	凍結防止電熱線 (外部電力使用)
タイヤ	スタッドレスタイヤ
スペアタイヤ	ケース付きスペアタイヤ (スタッドレスタイヤ) 1 個
設置装置	引き伸ばし式アウトリガー
清水タンク容量	約 418L
汚物タンク容量	約 836L
積載運搬可能容量	1,080L 以上
車両重要	2,490 kg以下
車両総重量	3,490 kg以下
トイレ給水方法	ホース/揚水ポンプによるタンク給水
	ホースによる直接給水
汚物排水方法	便座からのバキューム
	専用ホースによる下水落下式
電力	105A のバッテリーを 2 個

	ソーラー発電（充電）システム 150W
	外部からの電力供給可能
その他	意匠権を取得している形状とする